

京都市木造住宅耐震改修補助金交付要綱を廃止する要綱

平成31年3月31日制定

京都市木造住宅耐震改修補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による廃止前の京都市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第11条の規定に基づく交付決定を受けたものについては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。